

# 変更届出事項一覧

		変更項目	届出の時期	必要添付書類
事後届出	1	卸売販売業者の氏名若しくは名称又は住所	変更後30日以内	戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人の場合は登記事項証明書） *住所を変更する場合は不要
	2	営業所の名称	変更後30日以内	添付書類なし
	3	医薬品営業所管理者の氏名又は住所	変更後30日以内	1 医薬品営業所管理者が薬剤師の場合 ・薬剤師免許証の写し（原本の確認を行うため、原本も御持参ください。） 2 医薬品営業所管理者が動物用医薬品登録販売者の場合 ・動物用医薬品販売従事登録証の写し（原本の確認を行うため、原本も御持参ください。） ・営業所管理者の要件を満たす登録販売者であることを証する実務又は業務経験に関する書類（実務従事証明書、業務従事証明書） 3 医薬品営業所管理者が申請者以外の場合 ・申請者とその者との関係を証する書類 4 氏名変更のみの場合 ・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
	4	医薬品営業所管理者以外に営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名	変更後30日以内	変更後の薬剤師の免許証の写し又は動物用医薬品販売従事登録証の写し並びに使用関係を証する書類（写しを提出するものは原本確認のため、原本もご持参下さい）
	5	営業所の構造設備の主要部分	変更後30日以内	変更箇所を説明する図面
	6	卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）	変更後30日以内	登記事項証明書、新旧対照となった業務分掌表、定款、組織規定図等
	7	営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類（兼営事業）	変更後30日以内	添付書類なし